

平成22年6月29日

各研究科長  
各学部長  
附属図書館長  
各附属病院長  
各附置研究所長  
各学内共同教育研究施設長  
各全国共同利用施設長  
免疫学フロンティア研究センター拠点長 殿  
学際融合教育研究センター長  
21世紀懐徳堂学主  
海外拠点本部長  
安全衛生管理部長  
法務室長  
本部事務機構各部長  
本部事務機構に置く室の長  
本部事務機構総務部各課長

理 事

尾 山 眞 之 助

「労働時間、休日及び休暇等に関する様式等の取り扱いについて」の  
一部改正について（通知）

平素から勤務時間管理関係の事務にご協力いただきまして、ありがとうございます。

「労働時間、休日及び休暇等に関する様式等の取り扱いについて」の一部を別添のとおり改正いたしますので、平成22年6月30日以後これにより取り扱い願います。

<改正要旨>

- 育児・介護休業法の一部改正（平成22年6月30日施行）に伴い、次の事項について、一部改正するもの。
  - ・ 子の看護休暇の拡充及び適用者に係る改正
  - ・ 介護休暇の新設
  - ・ 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護のための時間外労働制限の適用者の拡充
  - ・ 3歳に満たない子の養育にかかる所定外労働制限の新設
- 裁量労働制適用教員等について、短時間勤務の請求を可能としたことに伴う一部改正
- 早出遅出勤務、深夜勤務の制限の申請者への通知の廃止
- その他、字句の修正